

特定非営利活動法人 制服ばんくネットワーク群馬 定款

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 制服ばんくネットワーク群馬と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を群馬県前橋市に置く。

(目的)

第3条 この法人は専門的な衣類クリーニング及び修繕技術を基盤として、制服や体操着等の学生服全般並びに子育て関連物品を「地域の共有財産（コモンズ）」として循環させる仕組みを構築し、子育て世帯の家計負担の軽減と、精神的安心の提供を目的とする。同時に、この循環プロセスを通じて、大量廃棄される衣類及び物品ゴミの削減による地域環境課題・福祉課題の解決、学生の地域貢献及び学びの場の創出、さらには学校、PTA、行政、民間企業、スポーツ団体等と連携した多世代交流の居場所・地域コミュニティの活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 消費者の保護を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 学生服、学校物品及び子育て関連物品等の回収・循環・適正管理事業
- (2) 子育て世帯の家計負担の軽減及び困窮家庭等の緊急生活支援事業
- (3) 衣類・物品ゴミ削減によるゼロカーボンシティ実現及び環境保全啓発事業
- (4) 地域コミュニティの活性化及び多世代交流の「共創の場」創出事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 活動会員 この法人の目的に賛同して入会し法人の活動に参加する個人又は団体
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。その額は総会の議決事項として決定するものとする。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、理事会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、規則等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) この法人の総会の議決事項に違反したとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

(種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 役員(理事及び監事)は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した理事が、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会の議決及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の通常総会が終結するまでその任期を伸長することができる。
- 3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第19条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第4章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算の承認
- (5) 役員（理事及び監事）の選任又は解任に関する事項
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第51条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(8) 解散に伴う残余財産の処分

(9) その他、理事会が総会に付議すべきと定めた運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事が招集するとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも総会の開催の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(社員の表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は書面に代えて電磁的方法により表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号、第52条及び第54条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるこ

とができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名若しくは記名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときには、その日から起算して14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも理事会の開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事の表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は書面に代わる電磁的方法により表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条、第 37 条第 2 項及び第 39 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者、電磁的方法による表決者があ
る場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名若しくは記名押印しなければならない。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(財産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分等)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 この法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定の場合を除き、理事を清算人とする。

(残余財産の処分)

第54条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散の場合を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会に出席した正会員の過半数をもって決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、ホームページに掲載して行う。

第9章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 入会金 0円 / 年会費 3,000円
 - (2) 活動会員 入会金 0円 / 年会費 0円
 - (3) 賛助会員 入会金 0円 / 年会費 個人：一口 3,000円
法人：一口 50,000円 (各1口以上)
- 3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から令和10年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、設立の日から令和8年12月31日までとする。

別 表

役職名	氏 名	備 考
理事	新井 菜穂子	理事長
理事	塩崎 政江	
理事	星野 由美	
監事	入澤 蘭子	

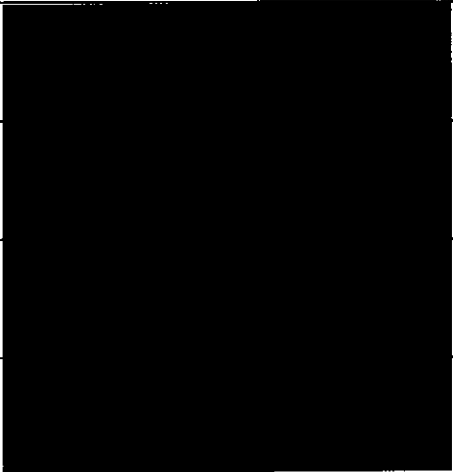
	以下余白	

(様式例2)

役 員 名 簿

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 制服ばんくネットワーク群馬

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無	備 考
理事	新井 菜穂子		無	理事長
理事	塩崎 政江		無	
理事	星野 由美		無	
監事	入澤 繭子		無	
	以下余白			

(備考)

- 1 「役職名」欄には、理事、監事の別を記載する。
- 2 「住所又は居所」欄には、群馬県特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面により証された住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」欄には、各役員について、報酬を受ける者には「有」、受けない者には「無」を記載する。
- 4 「備考」欄には、理事長、副理事長等を記載する。

設 立 趣 旨 書

1 設立の趣旨

今日、少子高齢化や物価高騰が進行する中、子育て世帯における経済的負担の軽減は地域社会全体の喫緊の課題となっています。特に、成長期の子供が着用する制服や体操着等の学生服全般は、家計に占める初期費用・買い替え費用の負担が大きく、現代の日本において子どもたちの「6人から7人に1人」が就学援助を必要としている現状とも深く直結しています。

このような社会的背景に対し、私たちは専門的な衣類クリーニング及び修繕技術を基盤として、役割を終えた学生服全般や子育て関連物品を単なる廃棄物とせず、地域社会で循環させる「地域の共有財産（コモンズ）」としての仕組みを構築してまいりました。

本法人は、これまでの活動実績と地域ネットワークをさらに発展させ、子育て世帯の家計負担の軽減と精神的安心を提供することを目的とします。同時に、大量廃棄される衣類ゴミの削減によるゼロカーボンシティ等の地域環境課題の解決、学生の地域貢献及び主体的な学びの場の創出、さらには学校、PTA、行政、民間企業、地域のスポーツ団体等と緊密に連携した、多世代交流の居場所づくりと地域コミュニティの活性化に寄与しようとするものです。

個人のボランティアや一企業のCSR活動の枠を超え、学校・企業・行政・市民が一体となって地域の宝である子供たちを社会全体で育む「広域的な社会福祉インフラ」を確立するため、ここに特定非営利活動法人を設立いたします。

2 設立申請に至るまでの経過

私たちは、令和2年2月に「制服ばんく」の活動を始動いたしました。当初は年間130点の小規模なスタートでしたが、地域のニーズに応える形で活動は急速に拡大していきました。

- 令和2年2月：「制服ばんく」始動（年間配布130点）。地域連携による常設の回収・相談窓口を開設し、プロの技術による衛生管理体制の基礎を確立。
- 令和3年11月：群馬トヨタグループ（GTG）が参画。ネットヨタ店舗での取次店を開始し、民間連携による強固な回収モデルを構築。
- 令和5年～令和6年：前橋市内を中心に学校個別での開催を11校へ拡大。累計譲渡数2,500点を突破。
- 令和7年：前橋市内15の中学校との連携を深めるとともに、プロサッカークラブ「ザスパ群馬」等との共同イベントを推進。年間譲渡数3,148点を記録し、開始当初から約24倍の成長を遂げる。
- 令和8年6月：持続可能な組織体制への移行を目指し、特定非営利活動法人設立準備委員会を発足。

これまで、前橋プラザ元気21 (にぎわいホール) やザスパ群馬のイベント会場等での譲渡会、及びネッツトヨタGTGぐんま株式会社の取次店でのご協力、前橋市立中学校での譲渡会などは、全て無償で実施してまいりました。

本活動が地域に深く根ざした最大の要因は、地域のクリーニング店舗等を「常設の受付・相談窓口」として機能させた点にあります。これにより、長期休暇中や緊急な買い替えが必要な際にも「いつでも回収・いつでも相談・いつでも手渡しができる」柔軟な即応体制を維持することが可能となりました。さらに、学校や地域から回収された学生服類の仕分け、専門業者の技術による徹底した衛生管理・修繕を行うことで、「誰もが気持ちよく、気兼ねなく参加できる安心・安全な仕組み」を確立し、今や地域に不可欠なセーフティネットとして定着しています。

この中で、令和7年の実績(3,148点の譲渡)は、子育て世帯に対する年間約3,100万円以上の経済的負担軽減効果に相当すると試算されます。この物品循環による環境貢献インパクトを試算(学生服・体操着類の総重量を約3.3トンと想定)したところ、衣類の廃棄や新規製造に伴う二酸化炭素(CO₂)の排出を年間で約82.5トン抑制し、これは杉の木約5,800本が1年間に吸収する量に匹敵します。また、利用実績から算出した地域社会へのインパクトとして、前橋市内の中学生(母数約8,000人)のうち実に「8人に1人(926人以上)」が本活動を利用している計算となり、市内における子育て困窮世帯(約3,300世帯)に対するカバー率は約28%(およそ4世帯に1世帯)に達しています。

加えて本活動は、単なる子育て支援の枠を超え、脱炭素社会の実現や環境課題解決にも直結する「社会的必然」のインフラへと昇華しています。近年では、地域の未来を担う子どもたちの「学びの場」としても機能し始めており、社会福祉協議会や学生による活動見学を受け入れているほか、学校個別で開催する譲渡会では生徒会が主体となって運営に携わる事例も生まれています。こうした実績から、前橋市内の中学校にとどまらず、高校や他自治体、さらには子ども食堂や多様な分野のNPO等の各種団体からも、連携や活動展開に関する相談・要望が数多く寄せられるようになりました。

これからのビジョンとして、私たちはこの前橋市で構築した「8人に1人が利用する地域循環モデル」を群馬県全域(中学生約4.8万人、子育て困窮世帯約2万人)へとスケールアウトさせてまいります。県全体への展開により、年間約1.8億円以上の経済的負担軽減、及び約500トン二酸化炭素(CO₂)の排出抑制(杉の木約3.5万本分)という莫大な社会的・環境的インパクトをもたらすポテンシャルを秘めています。

「制服ばんくネットワーク群馬」は、前橋市での成功事例を確かな足がかりとし、今後は他市町村へと順次連携を拡大していく方針です。県内広域への展開は一朝一夕に成し遂げられるものではなく、長期的な展望のもとで着実に歩みを進めていく必要があります。各地域において核となる現地団体や多様なセクターとのパートナーシップを深め、さらには趣旨に賛同いた

多く民間企業からの温かい協賛や多大なるご協力を仰ぎながら、地域密着型の特設イベントや回収・取次拠点の運営を段階的に広げてまいります。このように、時間をかけて各地の土壌に根ざした、地域主導の持続可能な循環モデルを県内全域へと波及させていく計画です。

単なる一地域のボランティアにとどまらず、群馬県全域のセーフティネット、そして持続可能な地域社会を牽引するインフラへと発展させていく。こうした活動の広域化と将来的な持続可能性を鑑みたとき、これまでの特定の民間企業や個人の善意・リソースに依存した運営体制のままでは、資金面・マンパワー面ともに負担が大きく、組織としての限界を迎えています。今後、活動をさらに広域化し、群馬県全域のセーフティネットとして強固なものにするためには、特定の企業から完全に独立し、社会的信用が高く透明性のある「公器としての法人組織」への転換が必要不可欠であると判断いたしました。

新法人設立後は、これまでに培った専門的なメンテナンスノウハウや常設窓口としての機能を維持するため、適切な契約関係のもとで民間セクターとの連携を継続・発展させつつ、専属の運営体制を整えることで、持続可能で強靱な地域インフラへと昇華させるため、ここに特定非営利活動法人の設立を申請するに至りました。

令和8年7月30日

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 制服ばんくネットワーク群馬

設立代表者 住所

氏名 新井 菜穂子

(様式例 8)

令和 8 年度事業計画書

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 制服ばんくネットワーク群馬

1 事業実施の方針

設立初年度となる令和 8 年度（約 2 か月間）は、任意団体としてこれまで培ってきた前橋市内における「学生服回収・循環モデル」の信頼と実績を、特定非営利活動法人としての組織的な運営体制へと円滑に移行・継承するための「基盤整備期間」と位置づける。

短期間の事業年度であることを踏まえ、新規の広域展開や常設回収 BOX 等の新規施策は翌令和 9 年度の計画とし、本年度は前橋市内における既存の回収ルート（中学校、連携企業等）の維持管理、およびプロのクリーニング技術を用いた回収物品の徹底した衛生管理・サイズ別仕分けデータ化に注力する。また、次年度春（2～3 月）の需要期に向けた準備体制を構築するとともに、児童虐待防止（オレンジリボン運動）等の地域啓発活動をスポットで実施し、法人としての地域貢献活動を確実にスタートさせる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
学生服及び子育て関連物品等の回収・循環事業	① 前橋市立中学校等における既存の個別回収・卒業生からの回収窓口の NPO 法人への円滑な引き継ぎと継続。 ② 既存の連携企業（群馬トヨタグループ等）との協力体制の再確認と、窓口の維持。 ③ 寄付回収された学生服等のプロの技術による徹底した衛生管理・品質保持、および次年度の譲渡会に向けたデー	令和 8 年設立日から令和 8 年 12 月 31 日まで（随時実施）	主たる事務所、洗濯工房 ココア・群馬トヨタグループ（ネットヨタ GTG）等（提携取次店）	5 人	前橋市において不要となった学生服・子育て関連物品等の寄付・提供を行う地域住民、保護者、協力企業、学校、PTA 等 【予定受益人数】約 20 人 ※ 学校回収はこの時期

	タ在庫管理(仕分け・セ ットアップ)。				なし
学校・地域コ ミュニティ及 び多世代交流 の活性化事業	① すでに回収済みの前橋市立中学校回収分の制服類のプロの技術による徹底した衛生管理・品質保持。 ② あらかじめ決定している日程に基づき、前橋市立中学校(11月～12月8校予定)にて、生徒・保護者を対象とした個別譲渡会(配布イベント)の実施。 ③ 公式ホームページの初期構築、および法人としての情報発信体制の整備。 ④ 児童虐待防止(オレンジリボン運動)等の地域啓発活動のスポット実施。	令和8 年設立 日から 令和8 年12月3 1日まで (随時 実施)	主たる 事務所、 洗濯工 房ココ ア・群馬 トヨタ グループ (ネッ ットヨ タG T G)等 (提携 取次店) 前橋市 立中学 校(個別 開催予 定の6 校)	5人	地域住民、連 携団体、一般 市民、子育て 世帯等 【予定受益 人数】約400 人(および啓 発活動によ る不特定多 数) ※任意団体 (制服ばん く)における 令和7年度 実績をもと に算出。本年 度実施予定 の学校個別 開催(8校 分)の按分推 計(約384人) および、取次 店緊急支援 実績(約16 人)等の合算 に基づき、短 期間の設立 初年度にお ける実需を 合理的に見 込んで算出。

(2) その他の事業
該当なし

(備考)

- 1 設立の当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 2 「2 事業の実施に関する事項」は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 「2(1)特定非営利活動に係る事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人員、並びに受益対象者の範囲及び予定人数をそれぞれ記載する。
- 4 「2(1)特定非営利活動に係る事業」のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 5 「2(2)その他の事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所及び従事者の予定人数をそれぞれ記載し、該当する事業を行わない場合にあっては記載を要しない。

(様式例 8)

令和 9 年度事業計画書

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 制服ばんくネットワーク群馬

1 事業実施の方針

法人化 2 年目となる令和 9 年度は、前橋市で強固に確立した「地域主導の物品循環モデル」のさらなる深化を図るとともに、中長期的なビジョンである「群馬県全域へのスケールアウト」に向けた広域展開の確実な第一歩を築く年とする。

インプット（回収）においては、前橋市立中学校での個別回収や既存連携企業との強固な協力体制を維持しつつ、新たに前橋市内の公民館等へ「常設回収 BOX」を設置し、市民が日常的に寄付できるインフラを拡充する。また、県内他市における広域展開の始動として、新たに 1～2 箇所の新規拠点を設け、現地団体と連携した持続可能な回収計画を着実に開始する。

アウトプット（譲渡）においては、地域の多様な民間企業からの協賛を広く募ることで財政基盤と広報力を強化し、各地域に密着した企業協賛型の特設譲渡会イベントを年間 5～10 回程度へと大幅に拡充・開催する。さらに、情報発信力を高めるための広報冊子・チラシの制作や公式ホームページの機能強化を行い、認知度の向上と受益者への確実な情報到達を図る。

これら広域化と回収動線の強化に伴い、年間譲渡目標数を「4,000 点」へと引き上げ、子育て世帯への経済的支援と、脱炭素社会の実現に向けた環境貢献インパクトをより強固なものとする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
学生服及び子育て関連物品等の回収・循環事業	① 前橋市立中学校（個別回収および卒業生からの回収）、PTA、既存連携企業からの回収継続 ② 新規施策として、前橋市内の公民館等への常設回収 BOX の設置、	令和 9 年 1 月 1 日から 令和 9 年 12 月 31 日まで （随時実施）	主たる事務所、洗濯工房 ココア・群馬 トヨタグループ（ネッ	7 人	群馬県内（前橋市および展開他市）において不要となった学生服・子育て関連物品等の寄付・提供

	および市民への寄付周知 ③ 広域展開の始動として、県内他市において1～2拠点を新規に開拓し、現地団体および地域連携企業(物流等)の活用・連携した広域回収計画の開始。 ④ 洗濯工房ココアや群馬トヨタグループ(ネットヨタGTG)店舗を取次店とした連携の継続、およびその他パートナー企業・団体との協働。 ⑤ 協力企業や店舗等での特設回収キャンペーンの企画・実施、および回収物品の持続的な受付窓口の開拓・維持管理。 ⑥ プロのクリーニング・修繕技術による徹底した衛生管理・品質保持およびデータ在庫管理(サイズ・学校別の仕分け・セットアップ)。		ットヨタGTG)等(提携取次店) 前橋プラザ元 気21、前橋市立中学校、市内公民館等の回収協力施設、県内他市の新規連携拠点		を行う地域住民、保護者、協力企業、学校、PTA等【予定受益人数】約500人 ※学校回収や回収BOX等の団体・匿名回収(個別特定が困難なもの)を除き、取次店窓口店舗等での直接持ち込み回収により確実に把握できる寄付・協力者数を、令和7年度実績(294人)をもとに拡大推計して算出。
学校・地域コミュニティ及び多世代交流の活性化事業	① 学校、PTA、行政、民間企業(協賛企業の敷地やショールーム等の活用を含む)、地域のスポーツ団体等との協働による地域密着型イベントの開催と多世代交流の促進(令和7年度の前橋市立中学校15校での個別開催実績をベースに順次拡大し、学校個別開催とは別に年間5～10回程度を開催	令和9年1月1日から令和9年12月31日まで(随時実施、譲渡会は期間内に適宜開催)	主たる事務所、洗濯工房ココア・群馬トヨタグループ(ネットヨタGTG)等(提携取次店)	7人	地域住民、連携団体、一般市民【予定受益人数】約1,300人 ※年間譲渡目標4,000点に対し、1人あたり平均約3点(制服上下、体操着等一式)の譲渡を受ける

	予定)。ならびに、洗濯工房ココアや群馬トヨタグループ（ネッツトヨタG.T.G）店舗を取次店とした連携の継続、およびその他パートナー企業・団体との協働。 ② 公式ホームページのシステム強化、広報用の冊子やチラシの新規制作・配布を通じた、活動内容および困窮世帯向け支援情報の啓発周知徹底。 ③ 学生ボランティアや生徒会等の主体的な参加を促す、地域貢献および環境教育の場の提供。 ④ 児童虐待防止（オレンジリボン運動）等の啓発活動の継続実施。 ⑤ 県内他市町村への広域展開に向けた、地域実情に応じた3つの「地域循環スキーム」の提示と説明会の開催。 【Aパターン：地域主導・独自運営モデル（完全地産地消・持続型）】 現地の民間リソース、NPO、企業、多種多様な団体等が主導となり、当法人が培った在庫管理・イベント運営スキーム等のノウハウを共有・ライセンス化し、地域に最適な形で根ざす	前橋市立中学校、イベント会場、その他協力施設、県内他市の新規説明会会場	と想定し算出。および、広報・啓発による影響対象者として不特定多数。
--	--	--	--

	モデル。 【Bパターン：福祉作業自立支援モデル（社会的価値・雇用創出型）】 現地の就労継続支援作業所（障がい者福祉施設等）と連携し、学生服の仕分け、軽修繕、管理等を委託・協働し、福祉現場における「雇用・自立支援」を生み出すモデル（将来的な支部化も視野）。 【Cパターン：学校連携モデル】 前橋市内の中学校等での実績・ノウハウをベースに、学校（生徒会・PTA等）が主体となって校内回収や個別譲渡会を実施し、学校コミュニティの活性化と直接的な支援網を構築するモデル。 ⑥ 新規開拓地域においては、持続可能な基盤づくりのため、回収・仕分け・衛生管理から配布（譲渡会）までを1年かけて段階的に準備・実施するスキームの確立。 ⑦ 催事予算（非営利事業）の活用や、民間企業からの協賛を募ることで財政基盤を確保し、前橋プラザ元気21（にぎわいホール）等での譲渡会モデルを企業協賛				
--	---	--	--	--	--

	型特設イベントとして他地域でも再現・開催。 ⑧ 譲渡会の開催時期は、新入学や衣替え準備で最もニーズが高まる「秋（10月～12月）」と、卒業・入学前の緊急支援や直接サポートが必要となる「春前（2月～3月）」の年2回の需要期を基軸とし、地域ニーズに応じて適宜開催。				
--	--	--	--	--	--

- (2) その他の事業
該当なし

(備考)

- 1 設立の当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 2 「2 事業の実施に関する事項」は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 「2 (1) 特定非営利活動に係る事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人員、並びに受益対象者の範囲及び予定人数をそれぞれ記載する。
- 4 「2 (1) 特定非営利活動に係る事業」のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 5 「2 (2) その他の事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所及び従事者の予定人数をそれぞれ記載し、該当する事業を行わない場合にあっては記載を要しない。

令和8年度 活動予算書
 法人成立の日から令和8年12月31日まで
 特定非営利活動法人 制服ばんくネットワーク群馬
 (単位:円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	合計
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	33,000	33,000
賛助会員受取会費	0	0
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	0
施設等受入評価益	0	0
.....		
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	0
受取地方自治体補助金	0	0
4. 事業収益		
制服ばんく循環インフラ事業収益	0	0
.....	0	0
5. その他収益		
受取利息	0	0
雑収益	0	0
.....		
経常収益計	33,000	33,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	0
法定福利費	0	0
退職給付費用	0	0
福利厚生費	0	0
雑給	0	0
人件費計	0	0
(2) その他経費		
賃借料(家賃)	0	0
水道光熱費	0	0
旅費交通費	0	0
広告宣伝費	0	0
諸謝金	0	0
ボランティア保険料等	0	0
その他経費計	0	0
事業費計	0	0
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	0
給料手当	0	0
法定福利費	0	0
退職給付費用	0	0
福利厚生費	0	0
.....		
人件費計	0	0
(2) その他経費		
通信運搬費	0	0
消耗品費	33,000	33,000
保険料	0	0
支払手数料	0	0
租税公課	0	0
予備費	0	0
その他経費計	33,000	33,000
管理費計	33,000	33,000
経常費用計	33,000	33,000
当期経常増減額	0	0
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益	0	0
.....		
経常外収益計	0	0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損	0	0
.....		
経常外費用計	0	0
経理区分振替額	0	0
当期正味財産増減額	0	0
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		0

※その他の事業を実施しない

(單位：円)

- 70 -